

# 日本スポーツマスターズ2025愛媛大会協賛要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、日本スポーツマスターズ2025愛媛大会（以下、「大会」という。）の趣旨に賛同する法人その他の団体（以下、「企業等」という。）が、大会に協賛する際に必要な事項を定めるものです。

## (協賛)

第2条 この要綱において、協賛とは、企業等が、公益財団法人日本スポーツ協会（以下、「J S P O」という。）及び日本スポーツマスターズ2025愛媛大会実行委員会（以下、「実行委員会」という。）に対して大会の実施に要する資金（以下、「協賛金」という。）を提供する行為とします。

## (募集期間)

第3条 募集期間は、令和7年6月30日までとします。

## (協賛の申込等)

第4条 協賛をお申し出いただけたる企業等は、あらかじめ日本スポーツマスターズ2025愛媛大会協賛申込書（様式第1号。以下、「申込書」という。）を実行委員会会長に提出していただきます。

2 実行委員会会長は、申込書の提出があった場合、J S P Oに報告し、J S P O、実行委員会及び企業等の三者による契約を締結します。

## (協賛金の振込等)

第5条 第2条に規定する協賛金の提供を行おうとする企業等は、前条第2項の契約書に基づき、J S P Oが指定する金融機関に協賛しようとする金額を納付していただきます。

## (協賛の特典等)

第6条 J S P O及び実行委員会は、第4条第1項の規定により申込書を提出した企業等（以下、「協賛者」という。）に、協賛金額に応じて別紙「協賛内容および協賛金額一覧の大会協賛企業」のとおり協賛権利を付与します。

## (協賛金の使途)

第7条 協賛金は、大会に係わる経費で必要と認められる経費に充てるものとします。

## (協賛申込の不受理等)

第8条 実行委員会会長は、申込者（法人においては、その役員及び経営に実質的に関与している者を含む。）が、次の各号のいずれかに該当する場合は、申込書を受理しないものとし、申込者に対しその旨通知します。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者
- (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
- (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締

結した者

附 則

この要綱は、令和7年4月22日から施行します。

## 日本スポーツマスターズ2025愛媛大会協賛申込書

令和 年 月 日

日本スポーツマスターズ2025愛媛大会実行委員会会長 様

住所又は所在地  
名 称  
代表者(役職・氏名)

日本スポーツマスターズ2025愛媛大会に下記のとおり協賛を申し込みます。

記

**1 スポンサーANK** オフィシャルスポンサー・大会サプライヤー・大会サポートー  
(該当するスポンサーANKを囲んでください。)

**2 協賛金額**

|    |    |
|----|----|
| 金額 | 金円 |
|----|----|

**3 連絡先**

|       |  |      |  |
|-------|--|------|--|
| 所属・役職 |  | 担当者名 |  |
| 電話    |  | FAX  |  |
| 電子メール |  |      |  |